（法第十八条第一項の復興庁令で定める事業）

第十一条　法第十八条第一項の復興庁令で定める事業は、次に掲げるものとする。

一　相当数の避難解除区域（法第四条第四号に規定する避難解除区域をいう。第三号において同じ。）の住民等を継続して雇用する事業

二・三　（略）

四　原子力災害（法第四条第三号に規定する原子力災害をいう。第十四条において同じ。）により被害を受けた施設等の復旧及び復興に資する事業

（避難解除等区域復興再生推進事業実施計画の認定の申請）

第十二条　法第二十条第一項の規定による認定の申請をする個人事業者又は法人（以下この項及び次項において「申請者」という。）は、避難解除等区域復興再生推進事業実施計画（同条第一項に規定する避難解除等区域復興再生推進事業実施計画をいう。以下この条において同じ。）その他の事項について記載した別記様式第六による申請書に次に掲げる書類を添えて、これらを福島県知事に提出するものとする。

一・二　（略）

三　法第二十条第三項各号に掲げる基準に適合する旨の別記様式第七による宣言書

四・五　（略）

2　法第二十五条の規定の適用を受けようとする申請者は、事業予定地に係る避難指示の全てが解除された日から起算して三年を経過する日までの間に前項の申請書及び添付書類を福島県知事に提出するものとする。

3　（略）

（法第十八条第一項の復興庁令で定める事業）

第三条　法第十八条第一項の復興庁令で定める事業は、次に掲げるものとして、同項に規定する企業立地促進計画に定められているものとする。

一　相当数の避難解除区域の住民等を継続して雇用する事業

二・三　（略）

四　原子力災害により被害を受けた施設等の復旧及び復興に資する事業

（避難解除等区域復興再生推進事業実施計画の認定の申請）

第四条　法第二十条第一項の規定による認定の申請をする個人事業者又は法人（以下この項及び次項において「申請者」という。）は、避難解除等区域復興再生推進事業実施計画（法第二十条第三項各号に掲げる避難解除等区域復興再生推進事業実施計画の基準に適合する旨の別記様式第二の二による宣言書

四・五　（略）

2　法第二十五条の規定の適用を受けようとする申請者は、事業予定地に係る避難指示の全てが解除された日から起算して三年を経過する日までの間に第一項の申請書及び添付書類を福島県知事に提出するものとする。

3　（略）

4　認定事業者（法第二十条第四項に規定する認定事業者をいう。以下この条及び次条において同じ。）である法人について合併又は分割があったときは、認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画（同項に規定する認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画をいう。第六項において同じ。）に係る避難解除等区域復興再生推進事業の全部を承継した法人に係る同条第二項第二号に規定する実施期間は、同条第三項各号に掲げる基準に適合しなくなった場合を除き、合併又は分割の前に同項の規定による認定を受けた避難解除等区域復興再生推進事業実施計画の実施期間とする。

5　（略）

6　認定事業者について相続、合併又は分割があったときは、認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に係る避難解除等区域復興再生推進事業の全部を承継した法人（避難指示であって法第四条第四号ロ又はハに掲げる指示であるものの対象となった区域内に平成二十三年三月十一日において本店又は主たる事業所が所在していた者に限る。）に係る前項の積立金の積立期間は、法第二十条第三項各号に掲げる基準に適合しなくなった場合を除き、相続、合併又は分割の前に同項の規定による認定を受けた避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に基づく積立金の積立期間とする。

（認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画の変更の認定の申請）

第十三条　法第二十条第四項の規定により認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画（同条第六項に規定する認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画をいう。以下この条において同じ。）の変更の認定を受けようとする認定事業者は、当該変更の内容その他の事項について記載した別記様式

4　認定事業者（法第二十条第四項に規定する認定事業者をいう。以下この条及び次条において同じ。）である法人について合併又は分割があったときは、認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画（同項に規定する認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画をいい、同項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下この条及び次条において同じ。）に係る避難解除等区域復興再生推進事業の全部を承継した法人に係る前項の実施期間は、法第二十条第三項各号に掲げる基準に適合しなくなった場合を除き、合併又は分割の前に同項の規定による認定を受けた避難解除等区域復興再生推進事業実施計画の実施期間とする。

5　（略）

6　認定事業者について相続、合併又は分割があったときは、認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に係る避難解除等区域復興再生推進事業の全部を承継した法人（避難指示であって法第四条第四号ロ又はハに掲げる指示であるものの対象となった区域内に平成二十三年三月十一日において本店又は主たる事務所が所在していた者に限る。）に係る前項の積立金の積立期間は、法第二十条第三項各号に掲げる基準に適合しなくなった場合を除き、相続、合併又は分割の前に同項の規定による認定を受けた避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に基づく積立金の積立期間とする。

（避難解除等区域復興再生推進事業実施計画の変更の認定の申請）

第五条　法第二十条第四項の規定により避難解除等区域復興再生推進事業実施計画の変更の認定を受けようとする個人事業者又は法人は、別記様式第二の三による申請書に第四条第一項各号に掲げる書類のうち当該避難解除等区域復興再生推進事業実施計画の変更に伴いその内容が変更されるものを